

○国立大学法人金沢大学認定ベンチャー支援にかかる取扱要領

令和3年4月1日

研究・社会共創担当理事裁定

(趣旨)

第1条 この要領は、国立大学法人金沢大学認定ベンチャー称号授与規程(以下「規程」という。)第6条第2項の規定に基づき、「金沢大学認定ベンチャー」の称号を授与された法人(以下「認定ベンチャー」という。)に対する支援に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定ベンチャーへの支援)

第2条 本学は、本学の教育・研究及び管理運営に支障のない範囲で、認定ベンチャーに対し、次の各号に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 「金沢大学認定ベンチャー」のロゴマーク等の無償使用許諾。
- (2) 本学ホームページでの認定事実の公開。
- (3) 本学広報誌等での情報発信。
- (4) 一定の年限を区切って当該知的財産権の独占実施の許可。
- (5) 本学が関係する各種展示会での出展・紹介。
- (6) 本学が協定を締結する機関への斡旋・紹介。
- (7) 本学が協定を締結する機関とタイアップした経営指導・支援。
- (8) 起業時の各種補助金に関する情報提供。
- (9) 起業時の各種表彰事業への積極的推薦。
- (10) その他、学長が必要と認める支援。

(手続き)

第3条 認定ベンチャーは、規程第3条に規定する申請時及び規程第7条に規定する事業報告等の提出時に、前条各号のうちから本学に希望する支援を学長へ申し出ることができる。

以上